

奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置一覧（令和8年度）

	商号又は名称	所在地	入札参加 停止期間	適用条項	入札参加停止理由
1	株式会社大林組	奈良市高天町38番地3	令和8年5月1日から令和8年6月30日まで（2月）	第3条第1項及び別表第2第7項第4号イ	同社は、代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩（こま）トンネル新設工事（東工区）」（山梨県富士川町）において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の職沢労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社及び同社の社員2名が、令和8年3月24日に職沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
2	株式会社岡島電設工業	奈良市三条大路2丁目2-54-101	令和8年6月1日から令和8年9月30日まで（4月）	第3条第1項及び別表第2第5項第2号ア	同社は、京都府木津川市内の民間工事において、元請負人が建築一式工事にかかる建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業許可を有していないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で、同号の政令で定める金額以上で建設工事請負契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、奈良県が令和8年5月1日付けで建設業法の規定に基づく営業停止処分を行ったため。
3	株式会社中造園	奈良県葛城市西辻352-1	令和8年6月10日から令和8年8月9日まで（2月）	第3条第1項及び別表第2第5項第3号イ	同社の経営業務管理責任者及び営業所技術者2名は、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた。当該出向期間中、上記3名は同社での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反する。このことが建設業法第28条第1項本文に該当するとして、奈良県が令和8年5月8日付けで建設業法の規定に基づく指示処分を行ったため。
4	株式会社ビケンテクノ	大阪府吹田市南金田2丁目12番1号	令和8年6月10日から令和8年10月9日まで（4月）	第5条第3項及び別表第2第7項第4号イ	同社は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に違反したとして、令和8年4月21日付けで国土交通省近畿地方整備局から、同法第81条の規定に基づく指示処分及び同法第82条第2号の規定に基づく業務停止処分を受けたため。